

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る中期目標

前文

地方独立行政法人山口県立病院機構(以下「県立病院機構」という。)は、平成23年度の設立以降、質の高い医療の提供と本県医療の質の向上という理念の下、県立総合医療センター及び県立こころの医療センターを運営し、県立病院として推進すべき医療を実施してきた。

平成23年度から平成26年度までの第1期中期目標期間においては、両病院とも、役職員一人ひとりが高い使命感を持ち、県内医療機関との役割分担と連携の下、高度専門医療、特殊医療等を提供して、県立総合医療センターは県民の健康と生命を守る基幹病院として、県立こころの医療センターは県民のこころの健康を守る基幹精神科病院として、それぞれその役割を果たすとともに、経常収支についても黒字基調を維持してきた。

一方、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療機能を分化・連携させて効率的かつ質の高い医療提供体制を構築する必要があるほか、精神疾患の急増、災害発生時の災害医療の確保、高齢化の進展に伴う在宅医療ニーズの増加、医師等医療従事者の不足・偏在などの課題への対応が求められている。

平成27年度から始まる第2期中期目標期間においては、地域の医療機関等との連携を更に強化して、医療機能の分化・連携等の課題に的確に対応しながら、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療や、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患等に対する高度専門医療など、県立病院が推進すべき医療を、効率的・効果的な業務運営の下、継続的に提供するとともに、地域の医療機関や医療従事者を支援して本県医療の質の向上に貢献することを期待する。

第1 中期目標の期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。

1 医療の提供

県立病院として積極的な対応が求められる分野の医療をはじめ、質の高い医療を継続的、安定的に県民に提供すること。

(1) 県立病院として積極的に対応すべき医療の充実

高度専門医療や特殊医療など県立病院が担うべき医療を県民に提供していくため、次の医療機能を積極的に確保し、その充実に努めること。

ア 総合医療センター

総合的で高水準な診療基盤を有する本県の基幹病院として、三次救急医療をはじめ、重症妊産婦・新生児の搬送を常時受け入れる総合周産期医療のほか、へき地における代診医派遣、巡回診療等のへき地医療を提供するとともに、大規模自然災害や新興・広域感染症発生時においては迅速かつ的確に医療を提供すること。

がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病などについては、地域の医療機関との役割分担と連携の下、高度急性期病院として、高度専門医療を提供すること。特に、がんについては、手術療法、放射線療法及び化学療法を組み合わせた集学的治療及び緩和ケアの取組を推進すること。

イ ころの医療センター

精神科医療における本県の基幹病院として、他の医療機関では対応が困難な救急患者の受入れや難治性・重症患者への医療を行うなど、精神科救急・急性期医療の中核的役割を果たすこと。

また、認知症、児童・思春期の精神疾患等に対する専門医療を充実させるとともに、児童相談所等の関係機関との連携を強化するほか、司法精神医療については、引き続き、医療観察法に基づく指定入院医療機関としての役割を果たすこと。

これらの取組を通じ、患者の早期社会復帰を推進すること。

(2) 医療従事者の確保、専門性の向上

医療機能の維持・向上を図るため、医師をはじめ医療従事者の確保対策を推進するとともに、教育研修の充実、専門又は認定資格の取得支援など医療従事者の専門性や医療技術の向上に資する取組を実施すること。

(3) 施設設備の整備

施設設備については、県立病院が担う医療機能にふさわしいものとなるよう、県民の医療ニーズ、費用対効果、老朽化の状況などを総合的に

勘案し、計画的に整備し、更新すること。

(4) 医療に関する安全性の確保

安心・安全な医療を提供するため、医療事故防止、院内感染防止などの安全対策を推進すること。

(5) 患者サービスの向上

患者自身が納得して治療を受けられるよう、患者への説明や診療情報の提供を的確に行うとともに、医療に関する相談支援機能の充実を図ること。

また、患者に関する情報は適正に管理するとともに、院内環境の改善や患者意見の反映など院内サービスの向上に取り組むこと。

(6) 地域医療への支援

ア 地域医療連携の推進

他の医療機関との役割分担の下、かかりつけ医との病診連携、他病院との病病連携を強化すること。

また、県内の医療機関からの職員派遣要請や医療機器の共同利用にも応じるなど、地域医療への支援に努めること。

イ 社会的な要請への協力

県立病院が有する人材や知見を活用し、研修会への講師派遣など社会的な要請に協力すること。

2 医療に関する調査及び研究

県立病院が提供する医療の質の向上、本県における医療水準の向上を図るため、調査及び研究に取り組むこと。

また、調査及び研究の成果について、県民の健康意識の醸成にも資するよう、わかりやすい情報発信に努めること。

3 医療従事者等の研修

臨床研修病院として、県内で診療に従事する医師の確保にも資するよう、初期研修医及び後期研修医を積極的に受け入れること。

また、将来の医療を担う医学生や看護学生などの教育実習を受け入れ、救急救命士に関する病院実習を引き受けるとともに、その質の向上を図る

など、地域医療従事者の育成を支援すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

県立病院機構は、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的・効果的な業務運営に努めること。

1 効率的・効果的な業務運営

2病院が有する人的・物的資源の相互交流や有効活用を進めるなど、各部門編成、人員配置、業務手法等を常に見直して、医療需要や業務環境の変化に即応した効率的な業務運営を行うこと。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標や取組を確実に達成するため、経営成績を踏まえた機動的・効果的な病院運営に努めること。

2 収入の確保、費用の節減・適正化

適正な診療報酬の請求などにより収入の確保を図るとともに、未収金の発生防止と回収に努めること。

また、適切な在庫管理や契約の見直しなどにより費用の節減・適正化を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

県立病院機構は、良質な医療を安定的に提供していくため、効率的な病院経営を通じて、中期目標期間内の経常収支を黒字とすること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する事項

職員の能力や実績を適切に反映し、職員の意欲向上に資する、より病院にふさわしい人事給与制度の運用及び見直しに取り組むこと。

2 就労環境に関する事項

多様な勤務形態の導入、業務負担の軽減に向けた取組、育児支援の充実など、職員の働きやすい職場環境づくりを進めること。

3 中期計画における数値目標

本中期目標の主要な項目について、中期計画において数値目標を設定すること。